

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第18条第5項の規定に基づき届出を行なった託送供給等約款（令和2年10月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（料金）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率		消 費 税 等 相 当 額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
接続送電サービス				
接続送電サービス料金				
電灯定額接続送電サービス				
電灯料金				
10ワットまでの1灯につき	37.90	(▲0.04)	3.45	(0.00)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	75.79	(▲0.09)	6.89	(▲0.01)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	151.58	(▲0.18)	13.78	(▲0.02)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	227.38	(▲0.25)	20.67	(▲0.02)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	378.96	(▲0.43)	34.45	(▲0.04)
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	189.49	(▲0.21)	17.23	(▲0.02)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	113.19	(▲0.13)	10.29	(▲0.01)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	226.38	(▲0.25)	20.58	(▲0.02)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	113.19	(▲0.13)	10.29	(▲0.01)

(注) () 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
電灯標準接続送電サービス				
基本料金				
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合				
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	231.00		21.00	
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合				
接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	184.80		16.80	
接続送電サービス契約電流 5 アンペア	92.40		8.40	
接続送電サービス契約電流15アンペア	277.20		25.20	
電力量料金				
1 キロワット時につき	7.98	(▲0.01)	0.73	(0.00)
電灯時間帯別接続送電サービス				
基本料金				
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合				
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	231.00		21.00	
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合				
接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	184.80		16.80	
接続送電サービス契約電流 5 アンペア	92.40		8.40	
接続送電サービス契約電流15アンペア	277.20		25.20	
電力量料金				
昼間時間				
1 キロワット時につき	8.58	(▲0.01)	0.78	(0.00)
夜間時間				
1 キロワット時につき	7.37	(▲0.01)	0.67	(0.00)

(注) () 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
電灯従量接続送電サービス				
1キロワット時につき	11.76	(▲0.01)	1.07	(0.00)
動力標準接続送電サービス				
基本料金				
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合				
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	533.50		48.50	
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合				
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	320.10		29.10	
電力量料金				
1 キロワット時につき	4.63	(▲0.01)	0.42	(0.00)
動力時間帯別接続送電サービス				
基本料金				
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合				
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	533.50		48.50	
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合				
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	320.10		29.10	
電力量料金				
昼間時間				
1 キロワット時につき	4.97	(▲0.01)	0.45	(0.00)
夜間時間				
1 キロワット時につき	4.29	(▲0.01)	0.39	(0.00)
動力従量接続送電サービス				
1キロワット時につき	13.38	(▲0.01)	1.22	(0.00)

(注) () 内には, 変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
高圧標準接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	627.00		57.00	
電力量料金				
1 キロワット時につき	2.52	(▲0.01)	0.23	(0.00)
高圧時間帯別接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	627.00		57.00	
電力量料金				
昼間時間				
1 キロワット時につき	2.82	(▲0.01)	0.26	(0.00)
夜間時間				
1 キロワット時につき	2.15	(▲0.01)	0.20	(0.00)
高圧従量接続送電サービス				
1 キロワット時につき	12.79	(▲0.01)	1.16	(0.00)
特別高圧標準接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	418.00		38.00	
電力量料金				
1 キロワット時につき	1.63	(▲0.01)	0.15	(0.00)
特別高圧時間帯別接続送電サービス				
基本料金				
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	418.00		38.00	
電力量料金				
昼間時間				
1 キロワット時につき	2.37	(▲0.01)	0.22	(0.00)
夜間時間				
1 キロワット時につき	0.64	(▲0.01)	0.06	(0.00)
特別高圧従量接続送電サービス				
1 キロワット時につき	8.48	(▲0.01)	0.77	(0.00)
1 年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い				
ピークシフト割引額				
ピークシフト電力1キロワットにつき				
高圧で供給する場合	533.50		48.50	
特別高圧で供給する場合	355.30		32.30	

(注) () 内には、変更額を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
臨時接続送電サービス				
臨時接続送電サービス料金				
電灯臨時定額接続送電サービス				
1日につき				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3.37	(0.00)	0.31	(0.00)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6.72	(▲0.01)	0.61	(0.00)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	6.72	(▲0.01)	0.61	(0.00)
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	67.21	(▲0.07)	6.11	(▲0.01)
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	67.21	(▲0.07)	6.11	(▲0.01)
電灯臨時接続送電サービス				
電力量料金				
1キロワット時につき	8.78	(▲0.01)	0.80	(0.00)
動力臨時定額接続送電サービス				
臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	69.40	(▲0.08)	6.31	(▲0.01)
動力臨時接続送電サービス				
電力量料金				
1キロワット時につき	5.56	(▲0.01)	0.51	(0.00)
高圧臨時接続送電サービス				
電力量料金				
1キロワット時につき	3.03	(▲0.01)	0.28	(0.00)
特別高圧臨時接続送電サービス				
電力量料金				
1キロワット時につき	1.96	(▲0.01)	0.18	(0.00)
予備送電サービス				
予備送電サービス料金				
予備送電サービスA				
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき				
高圧で供給する場合	77.00		7.00	
特別高圧で供給する場合	99.00		9.00	
予備送電サービスB				
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき				
高圧で供給する場合	104.50		9.50	
特別高圧で供給する場合	121.00		11.00	

(注) () 内には、変更額を内数として記載